

京都市告示第254号

生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成16年7月30日

京都市長 榎本頼兼

介護機関指定

サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
訪問介護	ヘルパーステーション太陽	北区紫野東御所田町10番地4	平成16年3月1日
通所介護	デイサービスセンターひびき	山科区東野北井ノ上町2-6	平成16年6月9日
居宅療養管理指導	みずのや医院	上京区今出川通大宮西入元北小路町169-3 高田ビル1F	平成16年7月1日
居宅療養管理指導	藤原医院	左京区北白川東久保田町66	平成16年5月26日
居宅療養管理指導	堺医院	山科区四ノ宮泓町3の4	平成16年6月1日
居宅療養管理指導	もり歯科医院	左京区岩倉西河原町383-1	平成16年7月1日
居宅介護支援事業者	(医)財団 城北病院	北区上賀茂岩ヶ垣内町99	平成16年4月1日
居宅介護支援事業者	京都生活協同組合福祉事業部 中京ホームヘルプサービスセンター	中京区夷川通烏丸東入西九軒町291 せいきょう会館3F	平成16年6月18日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)